

**しあわせ信州U I J ターン就業補助金に係る
消費税及び地方消費税の仕入控除税額（返還額）の報告事務について**

1 消費税の仕入控除について

課税事業者は、課税売上高に対する消費税額から、課税仕入れに係る消費税額等を控除した額を消費税として納付することとなっています。

補助金収入は、消費税法上不課税取引に該当しますが、補助事業にかかった経費を控除対象仕入税額に算入することができるため、補助金分の消費税についても補助事業以外の支払消費税と併せて仕入控除を受けたこととなり、県は消費税分を重複して交付したことになります。

そのため、仕入控除を受けた補助金分の消費税は、県に返還していただく必要があります。

2 仕入控除税額の報告の要領

(1) 報告について

「しあわせ信州U I J ターン就業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき報告していただくこととなります。

【交付要綱】（抜粋）

（補助対象認定及び交付決定）

第6条

4 認定等を受けようとする事業者は、第1項の申請をするに当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して申請を行うものとする。ただし、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないときは、この限りではない。

（実績報告書）

第11条

2 前項の実績報告を行うにあたっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らか場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 認定事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、様式第6号により、知事に速やかに報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部について、その返還を請求するものとする。

(2) 報告の時期について

交付要綱第14条において、「仕入控除税額が確定したときは、知事に速やかに報告しなければならない。」と規定されていますので、消費税の確定申告が終わり、仕入控除税額が確定しましたら、速やかに報告してください。

3 仕入控除税額について

(1) 該当となる補助対象経費

- ・給与に含まれる手当のうち、課税仕入に該当するもの（例：通勤手当）
- ・転居に要した費用（例：運送業者に支払った運搬費、レンタカー代、ガソリン代、公共交通機関の交通費等）
- ・旅費及び宿泊費

(2) 返還相当額がない場合（返還金が0円となるもの）

次の事業者は、原則返還相当額はありませんが、県への報告は必要です。

- ・消費税の申告義務がない。
- ・簡易課税方式により申告している。
- ・補助対象経費に係る消費税等を、個別対応方式において「非課税売上のみ」に要するものとして申告している。
- ・補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみとなっている。

(3) 仕入控除税額（返還相当額）がある場合の計算方法の例

①課税売上割合が95%以上の場合

$$\text{返還相当額} = \text{仕入控除税額（課税仕入に係る補助対象経費} \times 8/108） \times \text{補助率}$$

②課税売上高5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合

ア 個別対応方式により消費税の申告を行っている場合：AとBの合計額

A：課税売上のみを要する補助対象経費に使用された補助金

$$\text{返還相当額} = \text{仕入控除税額（課税仕入に係る補助対象経費} \times 8/108） \times \text{補助率}$$

B：課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金

$$\text{返還相当額} = \text{仕入控除税額（額課税仕入に係る補助対象経費} \times 8/108 \times \text{課税売上割合）} \times \text{補助率}$$

イ 一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合

$$\text{返還相当額} = \text{仕入控除税額（額課税仕入に係る補助対象経費} \times 8/108 \times \text{課税売上割合）} \times \text{補助率}$$

※補助対象経費の補助率について

- ・給与：2分の1（重点分野は3分の2）
- ・転居費用、旅費及び宿泊費：上限額に対して100分の100

※端数処理について

補助対象経費のうち、補助率の違う経費については、経費ごとに仕入控除税額を計算すること。算定した各仕入控除税額については、端数処理は行わずに合算すること。合算した返還相当額については、円未満を切り捨てること。

* 課税売上割合の計算

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上高（税抜き）}}{\text{総売上高（税抜き）}}$$

- * 「課税売上割合」は端数処理を行わずに計算すること。
(消費税の申告において、課税売上割合を端数処理した場合はその割合を用いる。)

(4) 返還の要否一覧

区 分	返 還
1 免税事業者	なし
2 課税事業者	
(1) 簡易課税	なし
(2) 実績控除	
① 課税売上割合が95%以上（全額控除）	あり
② 課税売上高5億円超又は課税売上割合が95%未満	
ア 一括比例配分方式	あり
イ 個別対応方式	
(ア) 補助金の対象経費が課税売上に要する課税仕入	あり
(イ) 補助金の対象経費が課税売上と非課税売上に共通に要する課税仕入	あり
(ウ) 補助金の対象経費が非課税売上に要する課税仕入	なし

4 県への報告書類について

(1) 返還相当額が0円の場合

- ①消費税等仕入控除税額報告書（要鋼様式第6号）
- ②消費税の確定申告書

(2) 返還相当額がある場合

- ①消費税等仕入控除税額報告書（要鋼様式第6号）
- ②消費税の確定申告書
- ③消費税の確定申告書付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

5 返還額の納付について

返還額については、後日、県から返還金納入に係る通知と納付書を送付しますので、金融機関の窓口等で納付してください。

※消費税、仕入控除税額についての詳しい内容については、国税庁のHPをご確認ください。
作業に当たっては税理士等に相談の上、報告書を作成してください。